

# 家計改善支援等のあり方について

# 生活困窮者家計改善支援事業について

## 【現状と課題】

- 家計改善支援事業については、就労準備支援事業と同じく、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであることから、平成29年の部会報告書においては、「法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき」とされた。一方で、当時の実施率が約4割にとどまっていた状況を踏まえ、全国的な事業の質を確保する観点から、直ちに必須事業とはせず、まずは全国的な実施促進を図ることとしたところ。
- これにより、平成30年改正法によって努力義務化を行った結果、令和3年度の実施率は約7割（令和4年度には8割を超える見込み）。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度の利用者数は令和元年度と比べ約1.4倍に増加。
- また、平成30年改正法においては、自立相談支援事業と併せた一体的実施を促進するため、就労準備支援事業及び家計改善支援事業との緊密な連携を図る体制が確保されている場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げることとした。
- その結果、就労準備支援事業・家計改善支援事業の両事業を実施している割合は増加しており、両事業を実施している自治体の方が、そうでない自治体に比べて、新規相談受付件数やプラン件数が多いとの効果があらわれている。
- 家計改善支援事業では、「家計の収支バランスが悪い」や「債務整理や滞納に関する課題を抱えている」といった相談者が多く、自治体の中には、本事業を利用することによって、債務・滞納の解消や世帯への包括的な支援に役立ったといった効果が見られた例もある。
- 一方で、家計改善支援事業を実施していない自治体においては、その理由として「自立相談支援機関で対応できているから」と答えた割合が最も高い。ただし、実施自治体の方が、未実施自治体に比べて支援対象者に対して実施できている家計支援の程度が充実している傾向にある。また、未実施自治体のうち約半数が、利用ニーズについて「把握していない」と回答。家計改善支援事業の実施について検討する場合、広域実施について「想定している」又は「必要性を感じているが実施は難しい」とする自治体は未実施自治体の約2割であった。

## 【考え方】

- 自立相談支援機関における相談では、特に高齢者において「家計管理」に関する課題が多く見られること、またコロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活の立て直しなど、特にコロナ後の相談支援において欠かせない支援であることから、全国どこでも必要な支援を受けられるようにする必要がある。
- その場合、自治体内の支援ニーズが少なかったり、自治体内の社会資源が限られているような小規模自治体もあり、このような自治体に対しては、例えば広域連携による事業の実施に向けた支援を行う等の配慮が必要。

## 【論点】

- 家計改善支援事業について、必須事業化することについてどのように考えるか。
- その際、小規模自治体においても円滑に事業が実施できるよう、例えば広域連携による実施を推進してはどうか。

# 生活困窮者家計改善支援事業と他制度との連携について

## 【現状と課題】

- 家計改善支援事業の支援のうち生活福祉資金の貸付あっせん書を作成した者について、貸付決定されたものは約9割。また、貸付利用希望者に対する支援として「償還開始後も、一定期間、伴走支援を行っている」自治体は約4割。
- また、新型コロナウイルス感染症対応のための緊急小口資金等の特例貸付を利用された方の中には、家計改善支援事業を利用して、家計計画表の作成などを通じて生活費と事業費の区分けを行い、その方自身で家計管理ができるようになった事例もみられている。
- 生活福祉資金貸付制度のうち、特に総合支援資金、緊急小口資金については、貸付の申込があった際には自立相談支援機関へつないだり、貸付決定から償還開始までの間に情報交換を図る等、自立相談支援事業と連携する枠組みとなっている。
- 成年後見制度については、今年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、「権利擁護支援」の考え方が位置付けられた。同計画では「総合的な権利擁護支援策の充実」に向け、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の実施体制の強化に取り組むこととされている。  
また、今年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。金銭管理に関するテーマとして、日常生活自立支援事業の支援に市町村社協以外の法人や事業者が参画する取組や、日常的な金銭管理等を通じた地域生活上の意思決定支援による取組が検討されている。

## 【考え方】

- 生活福祉資金制度において、家計改善支援事業が関与していくことは、両制度の効果的な実施に資すると考えられるため、例えば、生活福祉資金の貸付の際には、必要に応じて、貸付決定から返済、償還免除等にも家計改善支援事業が関わり、その後のフォローアップ支援につなげるなど、家計改善支援事業と生活福祉資金貸付制度との連携を強化することが重要。
- また、金銭管理支援の観点からは、本人の判断能力が不十分であり、日常生活に支障が生じている場合や本人保護など権利侵害の回復支援の視点からの支援が必要な場合は、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度につなぐことも想定され、日頃からこれらの事業・制度との連携を進めることが重要。

## 【論点】

- 生活福祉資金貸付制度とどのような連携が考えられるか。
- 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護支援策とどのような連携が考えられるか。

# 被保護者に対する家計改善支援等のあり方について

## 【現状と課題】

- 被保護者家計改善支援事業は、世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行うものであり、現在、予算事業として行われている。
- 一方、被保護者家計改善支援事業の令和3年度の実施自治体数は、77自治体（実施率：8.5%）にとどまっている。
- また、被保護者の中には、依存症を抱えていたり、家計管理能力に課題がある等、金銭管理支援を必要とする状態像の者もあり、金銭管理支援に対するニーズは相当程度あると考えられる。
- 金銭管理支援は、対象者像や支援内容の面で、被保護者家計改善支援事業とは一定の違いがある。このため、金銭管理支援を実施する場合は、個別支援プログラムの一つとして金銭管理支援プログラムを策定した上で、直営又は委託事業として実施している。
- また、利用条件が合えば、事業内容が類似する日常生活自立支援事業の活用も可能である。新規契約締結件数のうち生活保護受給者が占める割合は、全体の40%以上に上っている。

## 【考え方】

- 被保護者家計改善支援事業は、家計に焦点を当てた個別的な働きかけを通じて、家計改善の意欲、更には生活力を高め、自力で家計管理を行うことを支援するものであり、生活の質の向上や自立に向けた基盤づくりにも効果があると考えられる。
- このため、より多くの被保護者が本事業による支援を受けられるようにする必要がある。また、制度をまたいだ本人に対する支援の継続性・一貫性の確保や、地域の支援資源の有効な活用の観点から、生活困窮者自立支援制度との連携を検討する必要がある。
- 被保護者が必要に応じて金銭管理支援を受けられることができる機会を確保することが必要である。

## 【論点】

- 被保護者家計改善支援事業について、より多くの被保護者が支援を受けられるようにする等の観点から、任意事業として法定化するとともに、被保護者家計改善支援事業に代えて、生活困窮者家計改善支援事業の中で被保護者も支援できるようにすることについてどう考えるか。
- 被保護者に対する金銭管理支援を推進するため、日常生活自立支援事業との関係も踏まえた上で、どのような取組が考えられるか。

## 参考資料

# 生活困窮者家計改善支援事業について

○ 生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行い、状況に応じた家計再生プランを作成。具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

## 支援の流れとねらい

家計に対して指導を行う事業ではない

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化  
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討  
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

…収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

…家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

…本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

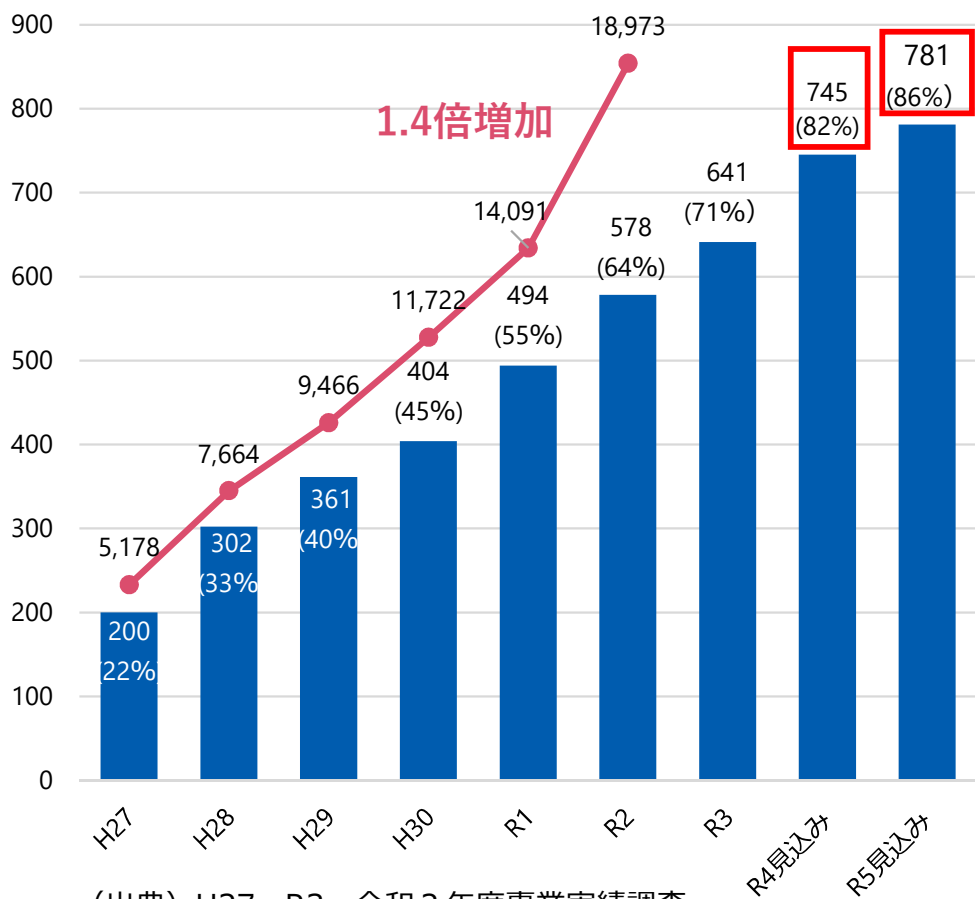
## 効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

# 生活困窮者家計改善支援事業の現状

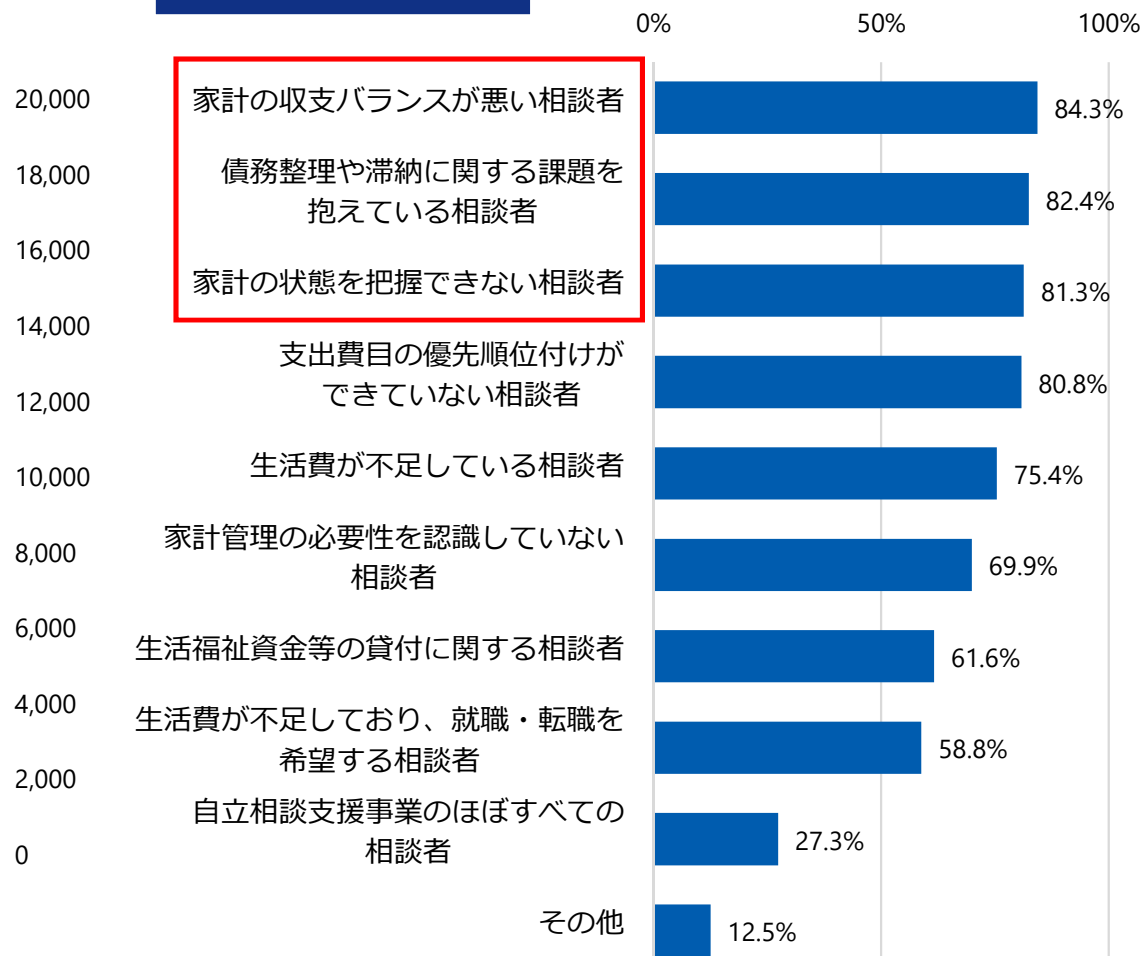
- 家計改善支援事業の実施自治体数は毎年増加しており、令和4年度は8割を超える見込みとなっている。また、コロナ禍の影響により、令和2年度の利用者数は令和元年度と比べ約1.4倍の増加となっている。
- 利用者像としては、「家計の収支バランスが悪い」、「債務整理や滞納に関する課題を抱えている」、「家計の状態を把握できない」といった相談者が多い。

## 1. 実地自治体数の推移



(出典) H27～R3：令和2年度事業実績調査  
R4～R5：令和3年度任意事業実施予定状況調

## 2. 利用者像



※令和2年度事業実績調査

# 生活福祉資金貸付制度の概要

## 制度概要

### 創設年度

昭和30年度

### 実施主体

都道府県社会福祉協議会

### 目的

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

### 貸付対象

- (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)
- (障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
- (高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

### 資金の種類

- ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

### 貸付金利子

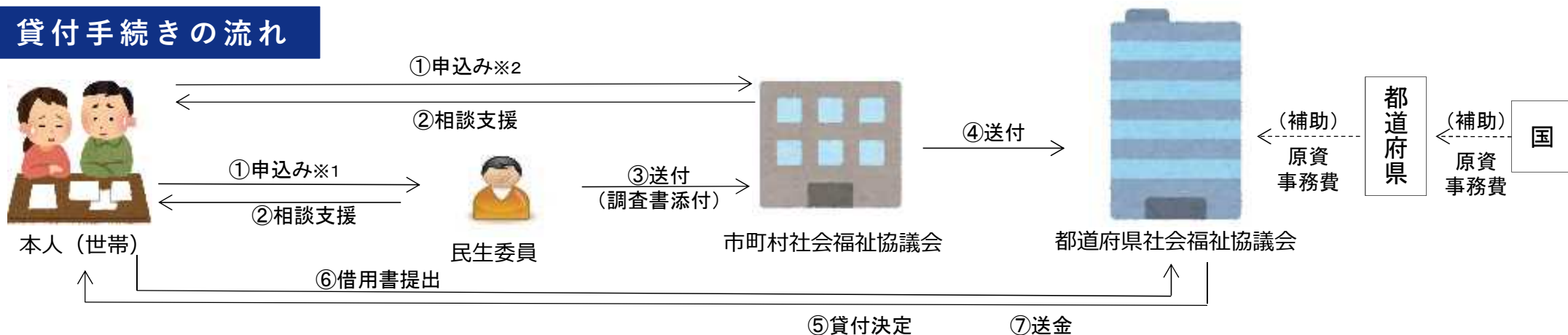
- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子

注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(R4.4.1時点 年1.10%)のいずれか低い利率

※ 貸付の決定に当たっては、償還可能性の有無が考慮されることとなる。

## 貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み



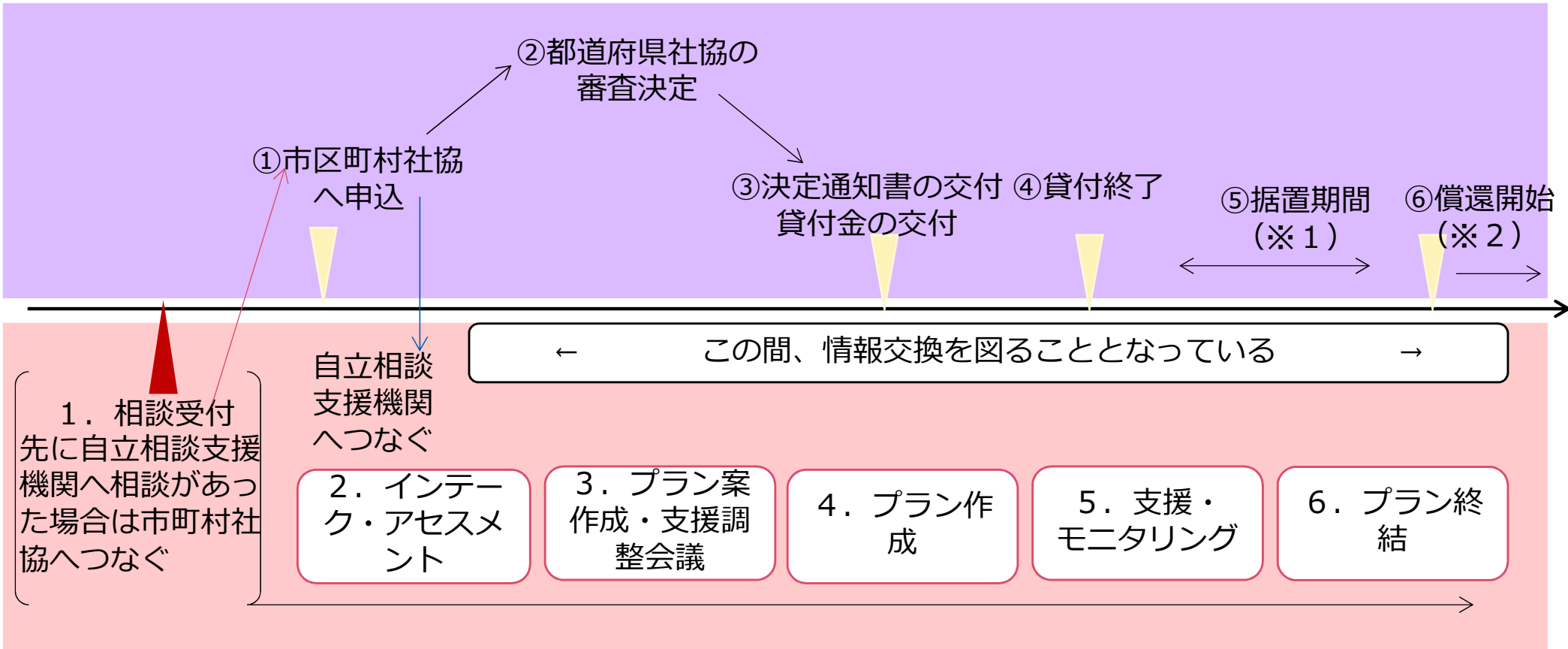
# 生活困窮者自立支援制度との連携

- 生活福祉資金貸付制度は、自立相談支援事業と密接な連携を図りながら対応することで、両制度がともに、より効果的、効率的に機能することが期待されている。
  - その観点から、特に総合支援資金、緊急小口資金については平成27年度から見直しを行い、現状では、以下のような流れで両制度が連携する枠組みとなっている。
- ※ 自立相談支援事業のプラン作成（2～4）と貸付の審査決定・貸付金の交付等（②～③）のタイミングや、プラン終結（6）と償還開始（⑥）のタイミングは、個別ケースにより様々。

## 【総合支援資金・緊急小口資金の大まかな流れ】

生活福祉資金担当

自立相談支援機関



※1：総合支援資金の場合は最終貸付日から6月以内、緊急小口資金の場合は貸付の日から2月以内。  
 ※2：総合支援資金の場合の償還期限は据置期間経過後10年以内、緊急小口資金は同12月以内。

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要

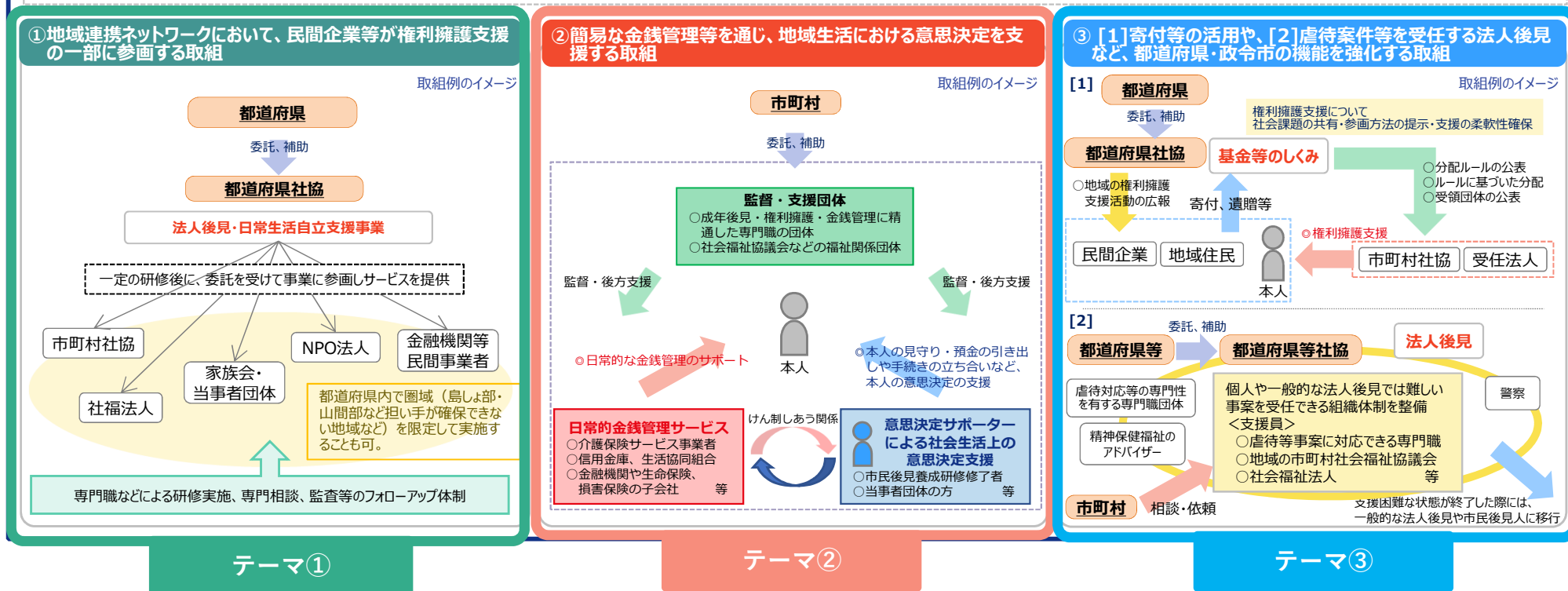
- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の期間（令和4年度～8年度）に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

## 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業  
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり5,000千円  
<補助率> 3/4



# 日常生活自立支援事業について

令和4年度予算額：生活困窮者自立支援法等関係予算594億円の内数

## <目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

## <実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。  
(令和2年度末現在の基幹的社協等は1,563カ所)(補助率)1/2

## <事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。  
(令和2年度末実利用者数は56,761人)

## <援助内容>

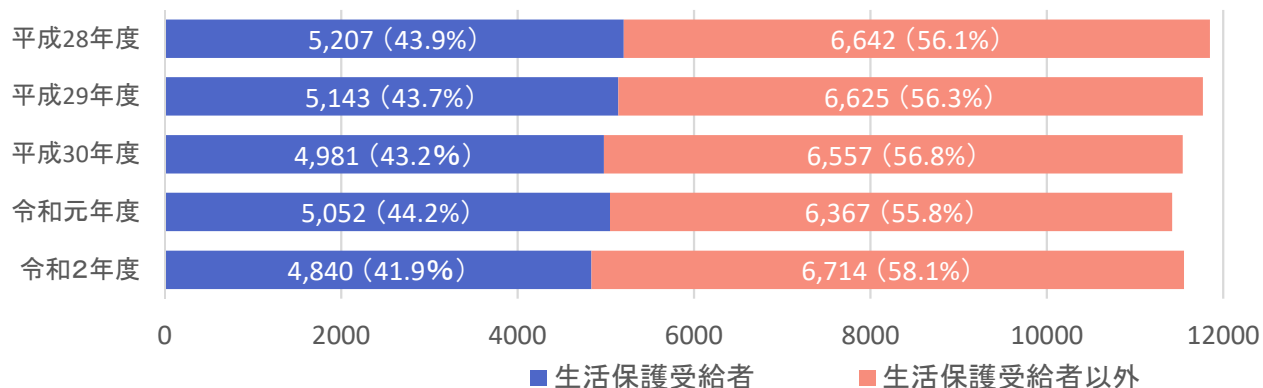
- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」  
「定期的な訪問による生活変化の察知」

|              | 認知症高齢者等         | 知的障害者等          | 精神障害者等          | その他           | 計                |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|------------------|
| 実利用者数<br>(人) | 22,920<br>40.4% | 13,866<br>24.4% | 16,828<br>29.6% | 3,147<br>5.5% | 56,761<br>100.0% |

## <新規契約締結件数の状況>

日常生活自立支援事業の新規契約締結件数は、毎年12,000件弱で概ね横ばいとなっている。

新規契約締結件数のうち生活保護受給者の割合は、毎年40%以上となっている(右図参照)。



# 被保護者家計改善支援事業について

- 世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う。  
(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)「被保護者家計改善支援事業の実施について」)
- 生活保護受給者等の中には、家計の状況を把握し、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在。生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけることで、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
- また、大学等に進学する子どもがいる世帯についても、進学前の段階から進学に受けた各種費用についての相談・助言、各種奨学金制度の案内等により、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- ※ 別途、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあり。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 補助割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和4年度予算額：被保護者就労支援準備事業29.1億円の内数
- 実施自治体数：77自治体（令和3年度実績）

## 事業内容

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯。

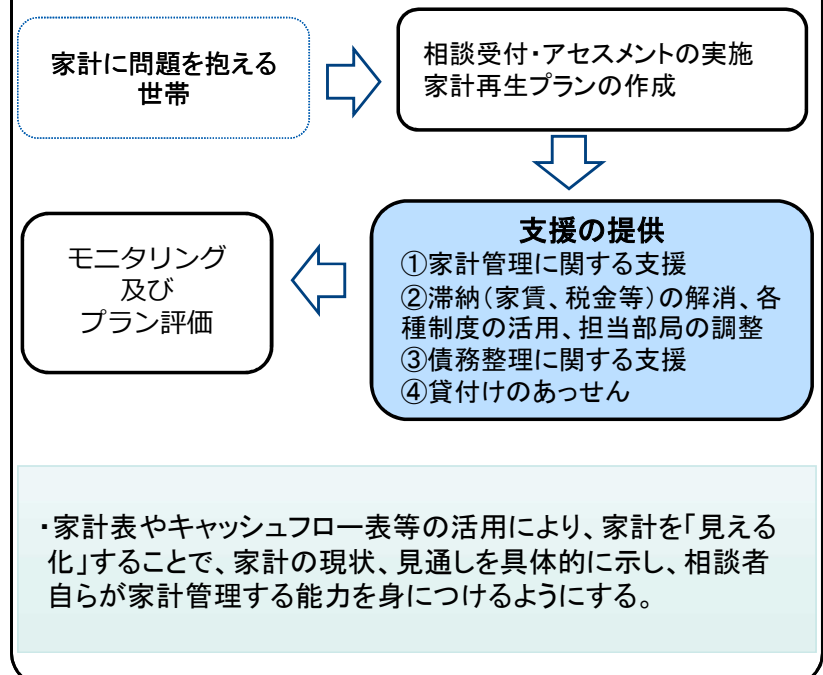
(具体例)

- ・ 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。

## 実施方法

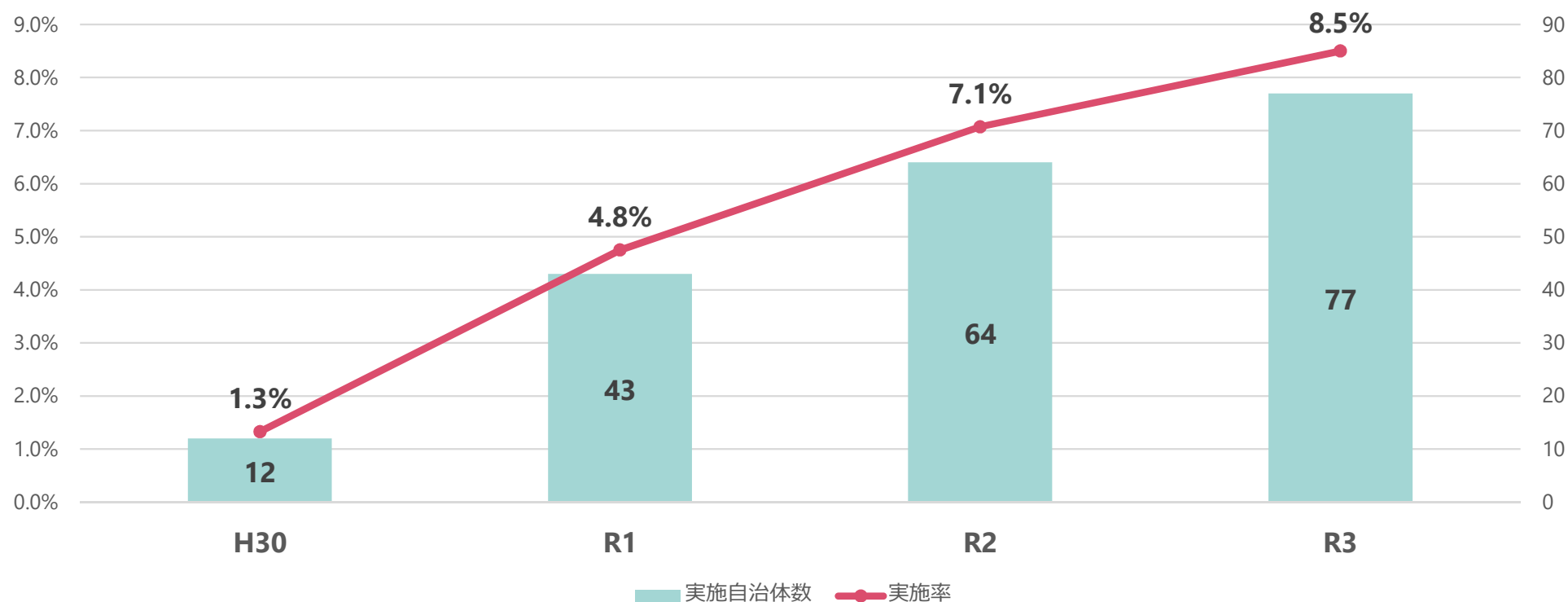
- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を完了した者が望ましい。

## 支援の流れ(イメージ)



## 被保護者家計相談支援事業（H30年度～R3年度実績）

○ 実施自治体数は毎年増加しているが、総自治体数に占める実施率は依然として低調である。

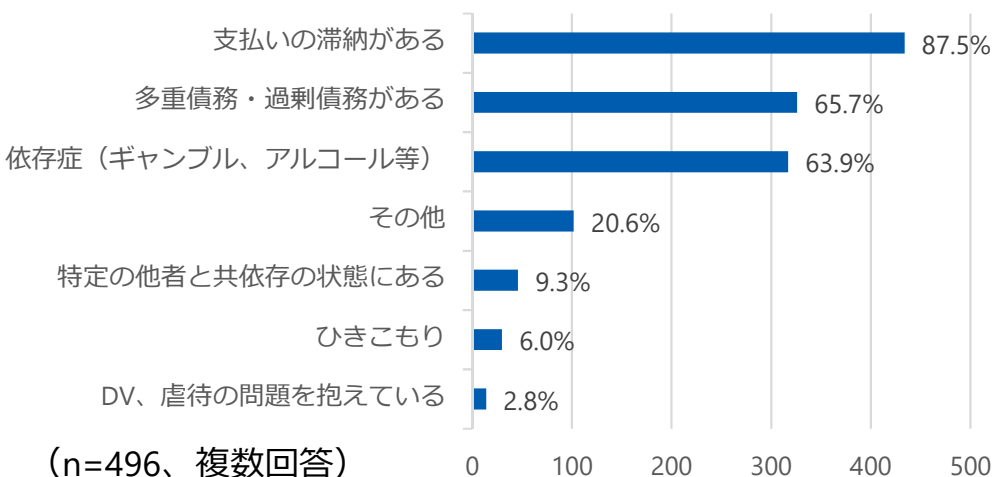


| 被保護者家計相談支援事業 | H30  | R1   | R2   | R3   |
|--------------|------|------|------|------|
| 実施自治体数       | 12   | 43   | 64   | 77   |
| 総自治体数        | 903  | 905  | 905  | 906  |
| 実施率          | 1.3% | 4.8% | 7.1% | 8.5% |

# 被保護者の金銭管理支援が必要な者の状態像

- 金銭管理の支援が必要な者の状態像としては、「支払いの滞納がある」が87.5%、「多重債務・過剰債務がある」65.7%、「依存症がある」が63.9%であった。また「その他」が20.6%であった。

## 金銭管理支援が必要な者の状態像



|                    |     |       |
|--------------------|-----|-------|
| 支払いの滞納がある          | 434 | 87.5% |
| 多重債務・過剰債務がある       | 326 | 65.7% |
| 依存症 (ギャンブル、アルコール等) | 317 | 63.9% |
| その他                | 102 | 20.6% |
| 特定の他者と共依存の状態にある    | 46  | 9.3%  |
| ひきこもり              | 30  | 6.0%  |
| DV、虐待の問題を抱えている     | 14  | 2.8%  |

## その他 (20.6%) の主な内容

### 【家計管理能力の欠如】

- 計画的な金銭の使用が困難。
- 金銭管理能力が低い。

### 【高齢者・認知症】

- 高齢者のため、認知能力が低下している。
- 一人世帯の高齢者の入院患者。

### 【障害者、精神疾患等】

- 障害等による金銭観能力の不足。
- 精神疾患を抱えている方。

### 【病気・入院等】

- 長期入院者。
- 介護施設等入所者。

### 【その他】

- 職を転々としている者。